

議案第28号

備前市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

備前市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市個人情報保護条例の一部を改正する条例

備前市個人情報保護条例(平成17年備前市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項」に改め、同条第8号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第28号参考資料
備前市個人情報保護条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 個人識別符号 <u>個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項</u>に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(8) 要配慮個人情報 <u>個人情報の保護に関する法律第2条第3項</u>に規定する要配慮個人情報をいう。</p> <p>(9)～(12) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 個人識別符号 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項</u>に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(8) 要配慮個人情報 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項</u>に規定する要配慮個人情報をいう。</p> <p>(9)～(12) (略)</p>